

蒲郡眺海園介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 不二福祉事業会が開設する蒲郡眺海園介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態または、要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。
- 2, 事業の実施にあたっては、利用者の心身の状況や、その環境に応じて利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行う。
 - 3, 事業の実施にあたっては、利用者の意志及び人格を尊重し、特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないように公正中立に行う。
 - 4, 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、特定相談支援事業者等との連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 蒲郡眺海園介護支援事業所
- (2) 所在地 愛知県蒲郡市五井町五反田7番地1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤、同一事業所の介護支援専門員と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 介護支援専門員 5名（常勤専従3名、常勤兼務1名、同一事業所の管理者と兼務、非常勤専従1名）
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日は、月曜日から土曜日までとする。
ただし、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時00分から午後6時00分までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制をとり、利用者の希望に臨機応変に対応する。

(居宅介護支援事業の内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援計画を、提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする

- (1) 利用者の相談を受ける場所 第3条に規定する事業所他
- (2) 使用する課題分析票の種類
オリジナル方式
- (3) サービス担当者会議の開催場所 第3条に規定する事業所他
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 最低月1回
- (5) モニタリングの結果記録 1ヵ月に1回

2、次7条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。

- (1) 軽自動車で居宅訪問した場合：通常の実施地域を越えて訪問に要した距離
 $(\text{km}) \times 25 \text{円}$
- (2) 普通自動車で居宅訪問した場合：通常の実施地域を越えて訪問に要した距離
 $(\text{km}) \times 33 \text{円}$
- (4) 前号の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文章に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、蒲郡市、額田郡幸田町、西尾市幡豆町、豊川市御津町の区域とする。

(その他運営についての留意事項)

第8条 事業所は、介護支援専門員等の資質向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 継続研修 年2回

2、従業者は、居宅介護支援を実施する際、身分を証する書類を携行する。

3、従業者は、その業務上知り得た、利用者または、その家族の秘密を保持する。

- 4, 従業者であった者に、その業務上知り得た、利用者または、その家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 5, この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人不二福祉事業会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(高齢者虐待の発生や再発防止対策)

第9条

- 1, 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 2, 虐待の防止のための指針を整備する。
- 3, 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。
- 4, 上記措置を適切に実施するために担当者を置く。

附則	この規程は、平成12年	4月	1日から施行する。
附則	この規程は、平成12年	6月	1日から施行する。
附則	この規程は、平成12年	9月	1日から施行する。
附則	この規程は、平成13年	7月	1日から施行する。
附則	この規程は、平成14年	9月	1日から施行する。
附則	この規程は、平成15年	4月	1日から施行する。
附則	この規程は、平成15年10月	1日から施行する。	
附則	この規程は、平成16年	4月	1日から施行する。
附則	この規程は、平成17年	1月	1日から施行する。
附則	この規程は、平成17年	4月	1日から施行する。
附則	この規程は、平成17年	7月	1日から施行する。
附則	この規程は、平成18年	4月	1日から施行する。
附則	この規程は、平成18年	6月20日	から施行する。
附則	この規程は、平成18年	9月15日	から施行する。
附則	この規程は、平成19年	4月	1日から施行する。
附則	この規程は、平成20年	4月	1日から施行する。
附則	この規程は、平成21年	1月	1日から施行する。
附則	この規程は、平成21年	4月	1日から施行する。
附則	この規程は、平成22年	2月	1日から施行する。
附則	この規程は、平成22年	5月15日	から施行する。
附則	この規程は、平成22年	8月	1日から施行する。
附則	この規程は、平成23年	6月	1日から施行する。

附則 この規程は、平成 25 年 2 月 1 日 から施行する。
附則 この規程は、平成 27 年 10 月 1 日 から施行する。
附則 この規程は、平成 28 年 10 月 6 日 から施行する。
附則 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日 から施行する。
附則 この規定は、平成 30 年 12 月 1 日 から施行する。
附則 この規程は、平成 31 年 2 月 1 日 から施行する。
附則 この規程は、令和 2 年 1 月 1 日 から施行する。
附則 この規程は、令和 2 年 6 月 1 日 から施行する。
附則 この規程は、令和 3 年 2 月 1 日 から施行する。
附則 この規程は、令和 3 年 11 月 10 日 から施行する
附則 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日 から施行する